

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について（特会改革法案）

平成 24 年 3 月
財 務 省

1. 法律案の趣旨

平成 22 年 10 月の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果等を踏まえ、全ての特別会計を対象として一般会計と区分して経理する必要性並びに事務及び事業の経理の在り方について抜本的に見直し、特別会計及びその勘定について、廃止・統合等の措置を講ずる。

2. 法律案の概要

（1）基本理念規定の創設

特別会計の設置、管理及び経理に関する以下の基本理念を規定する。

- ① 区分経理の必要性を不断に見直し、必要性がない場合は一般会計へ統合。
- ② 租税収入は一般会計に計上し、国全体の財政状況の総覧性を向上。
- ③ 経済社会情勢の変化に対応して効果的・効率的に事務・事業を実施。
- ④ 必要以上の資産を保有しないよう、剰余金を適切に処理。
- ⑤ 財務に関する情報を広く国民に公開。

（2）特別会計及び勘定の廃止・統合等

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定の廃止。
- ・ 年金特別会計の国民年金勘定及び福祉年金勘定の統合。
- ・ 食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合とこれら 3 特会の勘定をスリム化。
- ・ 社会資本整備事業特別会計の廃止（空港整備勘定は経過勘定として自動車安全特別会計に統合）。
- ・ 国債整理基金特別会計の事務費の一般会計への移管及び前倒債の発行収入金の歳入外計上のための規定の整備。
- ・ 外国為替資金特別会計の積立金制度（財投預託）の廃止、同会計の決算上の剰余金のうち必要な金額の外国為替資金への組入れ及び金融市場の進展等を踏まえた運用効率の向上のための規定の整備。

3. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日（平成 25 年度の予算から適用）